

徳島県ドクターヘリ  
運航業務委託仕様書

関西広域連合 広域医療局

# 徳島県ドクターヘリ運航業務委託仕様書

## 第1 総則

- 1 この仕様書は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が、徳島県立中央病院を基地病院とする救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した専用のヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航業務を委託（以下「委託業務」という。）するにあたり必要な事項を定める。
- 2 広域連合は、ドクターヘリを用いて、消防機関・医療機関からの出動要請に基づき、徳島県立中央病院（以下「基地病院」という。）の指定した医師及び看護師を同乗させて救急現場等に向かい、当該場所から基地病院又は他の医療機関への移送等、患者に救命医療措置を行う搬送業務（以下「本業務」という。）を委託するものとする。
- 3 運航受託業者（以下「運航会社」という。）は、関西広域連合ドクターヘリ運航業務にあたって本仕様書の規定及び次の法令等を遵守するものとする。
  - (1) 航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令に定めるもの
  - (2) 「救急医療対策事業実施要綱：第10ドクターヘリ導入促進事業」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知、平成24年3月26日医政発0326第10号厚生労働省医政局長通知）（別紙1）
  - (3) 「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針」（平成13年9月6日指第44号厚生労働省指導課長通知）（別紙2）
  - (4) 「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」（平成15年5月22日（社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会）（別紙3）
- 4 運航会社は、徳島県、兵庫県淡路島、和歌山県の一部地域及び高知県の一部地域において、徳島県消防防災ヘリコプターや、関西広域連合管内のドクターヘリ、その他の地域のドクターヘリとの連携の必要性や重要性を認識し、救急患者搬送等の委託業務を遂行するものとする。

## 第2 委託期間

- 1 委託期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 2 医療機器等の搭載検証、医療関係者への安全教育等を行う必要があることから、運航会社は、広域連合の準備が整い次第これらを行うこととし、ドクターヘリの実機を用意するものとする。

## 第3 運航時間

- 1 運航時間は、原則として午前8時から日没までとする。
- 2 日没は季節毎に異なることから、季節別運航時間等の詳細については、広域連合と運航会社が協議の上、適宜定めることとする。

## 第4 運航範囲

ドクターヘリの運航範囲は、原則として徳島県全域及び基地病院から半径100km圏内に位置する和歌山県の一部地域、兵庫県淡路島及び高知県の一部地域とする。

また、隣県の医療機関及び消防機関等の要請があるなど特に必要となった場合は、広域連合、運航会社及び基地病院で協議のもと対応するものとする。

## 第5 基地病院ヘリポート等

- 1 基地病院ヘリポートは、以下のとおりとする。

名称：徳島県立中央病院 病院屋上場外離着陸場

住所：徳島県徳島市蔵本町1丁目10-3

なお、天候状況等によっては、運航会社所有の格納庫等に係留する場合もあり得る。

2 燃料補給基地は、以下のとおりとする。

名称：徳島県立中央病院 病院屋上場外離着陸場

住所：徳島県徳島市蔵本町1丁目10-3

第6 委託業務の内容

1 ドクターヘリの運航業務

(1) 基地病院のヘリポートにドクターヘリ1機を通年で継続配置し、国土交通省航空局による有効な免許又は資格を有する第11に掲げる者を、通年出勤させ、救急患者搬送等を行うものとする。

(2) ドクターヘリの日常点検及び保守点検等の整備作業に必要な部品、資機材並びに航空燃料及び潤滑油等の調達は、運航会社の責任において確保するものとする。

2 安全管理業務

運航会社は、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう、運航の安全管理、飛行計画の届出、航空法に基づく各種申請、飛行日誌及び整備日誌等の管理保管、気象及び航空情報の収集及び分析など、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を行うものとする。

3 場外離着陸場の調査申請等業務

運航会社は、徳島県消防防災ヘリコプターのヘリ離着陸場（航空法第79条但し書き適用の場外離着陸場）、緊急離着陸場（航空法第81条の2適用）及び広域連合が必要に応じて指示する地域の離着陸場を調査し、航空法に基づく場外離着陸場の申請及び緊急離着陸場の台帳整備等を行うものとする。

4 ドクターヘリ出動記録簿の作成、整理、保管

5 ドクターヘリ搬送に係る消防機関及び医療機関等との訓練等の業務

6 救急現場等における医療スタッフの支援業務

7 その他ドクターヘリの運航に付随し広域連合が必要と認める業務

第7 場外離着陸場

1 本業務に必要な徳島県及び兵庫県淡路島における場外離着陸場の選定及び確保については、広域連合、徳島県、兵庫県、運航会社、基地病院、消防機関等が協力して行うものとする。

2 場外離着陸場については、できる限り多くのポイントを確保するものとする。

3 場外離着陸場の選定及び確保に係る監督官庁への申請及び許可取得事務については、運航会社の責任と負担をもって実施するものとする。

第8 運航会社の要件

1 運航会社は、ドクターヘリを年間通して間断なく運航することが可能な同機種2機以上を保有しているものとする。

2 運航会社は、ドクターヘリを徳島県立中央病院に配備するものとする。

3 運航会社は、(社)全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会に加盟していること。また、ドクターヘリの運航実績があり、運航基地があるものとする。

4 運航会社が共同運航の場合における保有機数については、各航空会社の保有機数の合計により運航が可能であれば差し支えないものとする。

5 ドクターヘリは、当該運航会社として国土交通省航空局に事業機登録がなされていること。

6 運航会社は、過去3年間、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航す

る航空機における死亡事故を発生させていないこと。

## 第9 ドクターヘリの基本仕様

1 運航に使用するドクターヘリの概要等については、以下に記載する条件を満たす機体であること。

### (1) 基本事項

基地病院ヘリポート及び場外離着陸場等への離着陸時、周辺部への騒音軽減に特に配慮がなされ、ダウンウォッシュ（風圧）の影響が比較的軽微な機種であること。

### (2) 航空機性能

ア 救急現場等狭隘地及び高速道路本線上などへの離着陸を考慮し、概ね全長13m×全幅11m程度のヘリコプターであること。

イ 双発エンジンを搭載したヘリコプターであること。

ウ 輸送TA級に準じた運航（垂直離着陸）が可能であって、耐空性基準に適合する運航が可能であること。

エ 十分なキャビンスペースがあり、同時に1名以上の患者収容が可能であり、医療従事者等の添乗者の席は2座席以上の設置が可能であること。

オ 収容患者に対して使用する医療機器を搭載できる場所が確保されており、各機器が同時に使用可能であること。

カ 操縦士、整備士を除き、患者及び医師・看護師等計4名以上が搭乗可能なこと。

### (3) 機体の装備品等

ア 天候急変に伴う安全な回避策が講じられる航法計器が追加装備されているか、計器航法が可能な装備がなされていること。

イ GPS（全地球測位システム）を備えていること。

ウ エアークンディショナーが装備されていること。

エ 搭載用又は機体装備機器用の専用電源接続口が設置されていること。

オ 電源はAC100～115Vのアウトレットを最低2系統、DC28Vを1系統備えていること。

カ 冬期の日没後等の運航を考慮し、操縦計器に影響を与えないような客室照明を備えていること。

キ 冬期の日没後等の運航時における安全向上の為に、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。

ク 地上に向けて放送できるラウドスピーカーを備えていること。

ケ 搭載する人工呼吸器に2時間以上100%酸素が供給できるシステムを備えていること。

コ 酸素及び医療ガスアウトレットは次のとおりであること。

a メインシステム（機体に固定）

b ポータブル酸素（500ℓ以上のボンベ）の設置場所が確保されていること。

c 酸素アウトレットは3系統以上

d 吸引アウトレットは2系統以上

サ 心電図モニター（呼気ガスCO<sub>2</sub>モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型）が設置できること。

シ 除細動器が設置できること。

ス 人工呼吸器（ポータブル）が設置できること。

セ シリンジポンプ又は点滴ポンプが設置できること。

ソ 点滴用フックは4箇所以上あること。

タ 保育器の固定が配慮されていること。

チ 機内に基本装備されるストレッチャー1台の仕様は、救急現場等での地上支援（消防機関等）及び基地病院等ヘリポート着陸後の患者移送動線等を勘案し、最少要員をもって取扱が可能なロールインストレッチャー（収縮脚型・車輪付き）とする。

ツ 医療業務用無線機及び消防・救急無線機搭載の装備ができること。

（ただし、消防・救急無線機について、受託者は発注者からアナログ無線とデジタル無線の両方式に対応できるものを委託期間の開始までに借受け、装備、現地調整を完了し、委託期間中、適切に管理すること。また、受託者は平成29年度以降の運航委託がされないことが明らかになった場合は、速やかに発注者へ借り受けた消防・救急無線機又は同等品を返却し、平成29年度以降の発注者の事業に支障がでないよう配慮すること。）

2 医療機器の装着及び搭載や、医療行為を可能とするためにヘリコプター機体の改修が必要となった場合には、広域連合及び基地病院と協議するものとする。

#### 第10 ドクターヘリの運航管理

- 1 運航会社は、国土交通大臣の認可する運航会社の運航規程に基づき、広域連合が別途作成する「ドクターヘリ運航要領」等に従い、安全運航を維持しつつ、委託業務を忠実に履行するものとする。
- 2 運航会社は、自己の責任と負担をもってヘリコプター及び付帯設備等を、国土交通大臣の認可する運航会社の整備規程に基づき整備し、良好な状態を維持するものとする。
- 3 ドクターヘリの飛行方式は有視界飛行方式とし、有視界気象状態の下において運航するものとする。
- 4 天候不良等の気象条件による出動の可否判断は、運航会社が行う。また、運航途中であっても、天候不良等の不可抗力及びその他運航会社の責に帰すことができない事由による運航継続の可否判断も運航会社が行い、広域連合、基地病院及び同乗する医師、看護師はその安全指示に従うものとする。
- 5 運航会社は、契約ヘリコプターの運航管理について責任と義務を負うとともに、航空法その他の法令に基づく委託業務に必要な監督官庁への申請及び許認可取得等事務について、これを履行するものとする。

#### 第11 運航従事者

- 1 運航会社は、ドクターヘリを運航するために次の各号に掲げる必要な要件を満たす者（以下「運航従事者」という。）を年間を通じて基地病院に配置するものとする。
  - (1) 操縦士（機長） 1名以上
  - (2) 整備士 1名以上
  - (3) 運航管理担当者 1名以上
- 2 運航会社の運航従事者は心身ともに健康で、業務遂行のために必要な資質を備えている者で、次に掲げる要件を満たしている者とする。
  - (1) 操縦士（機長）  
2,000時間以上のヘリコプター操縦飛行時間及び50時間以上の使用機種（以下「当該機種」という。）の操縦飛行時間の経験並びに機長としての資格を有し、特殊飛行（救急患者搬送、低空、山岳、洋上、救難救助）業務の実績を有する者
  - (2) 整備士  
有資格整備士として、5年以上の整備実務経験及び3年以上の当該機種又は同等機種以上の整備実務経験を有する者
  - (3) 運航管理担当者  
航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識と技能を有し、消防機関、操縦士、

医療関係者等との通信を行うことができ、運航管理担当者として2年以上の実務経験を有する者

- 3 第1項の配置人員は、原則として日本航空医療学会等が開催するドクターヘリ講習会を履修しているものとする。
- 4 運航会社は、運航従事者の選任に際して各運航従事者の業務経歴等を勘案し、第6に規定する委託業務を安全に遂行するために必要な技量を有するものを選任することとし、選任した者の氏名、資格及び業務経歴等をあらかじめ広域連合に通知するものとする。
- 5 広域連合が運航従事者を不相当と認めるときは、運航会社に対してその変更を求めることができるものとする。また、運航会社が運航従事者を変更しようとするときは、あらかじめ広域連合の承認を得るものとする。

## 第12 業務を実施するために必要な設備や機器等

1 本業務を実施するために必要な次の設備や機器等のうち、運航会社の負担分については、運航会社において、調達、設置（準備）及び維持管理するものとする。なお、以下に掲げる項目以外に必要な設備や機器等がある場合は、基地病院と運航会社で協議することとする。

### (1) 基地病院の負担分

- ア 基地病院ヘリポートの確保、設備と維持管理
- イ 航空燃料の危険物野外貯蔵所・取扱所の設置と維持管理
- ウ 基地病院救命救急センター及び運航管理室への医療用業務無線機、消防・救急無線機、架台、無線用のアンテナ及び通信機の配線
- エ 基地病院における運航管理室の確保、設置と維持管理
- オ 運航管理室への電話、インターネット等の配線
- カ 運航従事者及び搭乗医師等の緊急連絡（運航要請等）方法の確保
- キ 搭載用医療機器・機材、医療用消耗品等の調達、補填と維持管理
- ク その他基地病院の負担が相当と認められる事項

### (2) 運航会社の負担分

- ア 運航管理室への航空無線、気象情報用端末等の配備
- イ ドクターヘリ搭載用の医療業務用無線機及び消防・救急無線機の設置に必要な架台、無線用のアンテナ及び通信線の配線
- ウ 運航管理室用パーソナルコンピューター、プリンター等のOA機器
- エ 運航管理室用電話機（固定、携帯）、ファクシミリ、（電話機加入権、工事費及び通信料金を含む）
- オ 整備作業用工具
- カ 機体野外係留用具
- キ 運航業務に必要な機器・機材、消耗品（航空燃料含む）
- ク その他運航会社の負担が相当と認められる事項

## 第13 保険の付保

運航会社は、本業務の履行にあたり、次の条件以上の航空保険等を付保するものとし、その費用は委託経費に含めるものとする。

また、運航会社の業務遂行上、第三者及び乗客に損害を生じさせた場合であって、航空保険の対象とならない場合については、運航会社は、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

なお、運航会社は、航空保険を付保した場合は、速やかに広域連合に契約保険会社の付保証明書提出するものとする。

### (1) 機体に対する保険

後継機購入必要相当額



## 救急医療対策事業実施要綱

医発第 692 号 昭和52年 7月 6日	一部改正健政発第 356号 平成 9年 4月 1日
一部改正医発第 494号 昭和53年 5月 9日	一部改正健政発第 725号 平成10年 6月11日
一部改正医発第 460号 昭和54年 4月27日	一部改正健政発第 1296号 平成10年12月11日
一部改正医発第 583号 昭和55年 6月 7日	一部改正健政発第 1115号 平成11年10月 7日
一部改正医発第 1079号 昭和56年10月23日	一部改正健政発第 42号 平成12年 1月24日
一部改正医発第 749号 昭和57年 8月 3日	一部改正健政発第 455号 平成12年 4月 9日
一部改正医発第 996号 昭和58年10月 7日	一部改正医政発第 892号 平成13年 9月 6日
一部改正医発第 1195号 昭和58年12月 8日	一部改正医政発第 0405003号 平成14年 4月 5日
一部改正健政発第 683号 昭和61年10月17日	一部改正医政発第 0527008号 平成15年 6月27日
一部改正健政発第 276号 昭和62年 5月21日	一部改正医政発第 0423004号 平成16年 4月28日
一部改正健政発第 347号 昭和63年 6月20日	一部改正医政発第 0330012号 平成17年 3月 9日
一部改正健政発第 248号 平成 3年 4月15日	一部改正医政発第 0203003号 平成18年 2月 3日
一部改正健政発第 310号 平成 4年 5月 7日	一部改正医政発第 0727005号 平成18年 7月27日
一部改正健政発第 278号 平成 5年 4月26日	一部改正医政発第 0208002号 平成19年 2月 6日
一部改正健政発第 617号 平成 7年 3月 1日	一部改正医政発第 0403001号 平成19年 4月 3日
一部改正健政発第 437号 平成 8年 5月10日	一部改正医政発第 0602004号 平成20年 5月 2日



一部改正医政発第 1016005 号  
平成 20 年 10 月 16 日

一部改正医政発第 0127006 号  
平成 21 年 1 月 27 日

一部改正医政発第 0330013 号  
平成 21 年 3 月 30 日

一部改正医政発 0324 第 18 号  
平成 22 年 3 月 24 日

一部改正医政発 0329 第 26 号  
平成 23 年 3 月 29 日

一部改正医政発 0326 第 10 号  
平成 24 年 3 月 26 日

厚生労働省医政局

## 目 次

第 1	小児救急電話相談事業	1
第 2	初期救急医療体制 (休日夜間急患センター、小児初期救急センター)	2
第 3	小児救急地域医師研修事業	3
第 4	入院を要する(第二次)救急医療体制 (病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業、ヘリコプター等派乗医師等確保事業)	3
第 5	受入困難事案患者受入医療機関支援事業	7
第 6	救急医療専門領域医師研修事業	8
第 7	救命救急センター	8
第 8	高度救命救急センター	11
第 9	小児救命救急センター	12
第 10	ドクターヘリ導入促進事業	13
第 11	救急救命士病院実習受入促進事業	16
第 12	小児集中治療室整備事業	16
第 13	小児集中治療室医療従事者研修事業	16
第 14	救急勤務医支援事業	17
第 15	非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業	17
第 16	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報センター)	18

イ 看護師及び他の医療従事者

- (7) 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保するものとする。なお、重症集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。
- (4) 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保するものとする。
- (6) 小児集中治療室には、薬剤師を確保することが望ましい。
- (5) 社会福祉士を院内に確保することが望ましい。
- (3) 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であることとする。
- (4) 小児救命救急センターは、救急搬送を相当数（本院を含む。）受け入れるものとする。
- (5) 施設及び設備

ア 施設

- (7) 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。
- (4) 小児救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）を設けるものとする。なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくものとする。
- (6) 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。
- (5) 診療に必要な施設は耐震構造であること。（併設病院を含む。）

イ 設備

- (7) 小児救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。
- (4) 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。

第10 ドクターヘリ導入促進事業

1. 目的

この事業は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）の趣旨に基づき、救命救急センターにドクターヘリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターヘリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

2. 補助対象

- (1) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域連合（以下「広域連合」という。）並びに都道府県知事又は広域連合の長の要請を受けた救命救急センターが実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。
- (2) 都道府県又は広域連合が、救命救急センターに配備し、当該センターにおいて実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。

### 3. 運営方針

- (1) ドクターヘリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターヘリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターヘリ運航会社及び有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとって当該事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、救急医療専用ヘリコプター、操縦士、整備士及び運航管理者等を運航会社との委託契約により配備するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、ドクターヘリに同乗する医師、看護師等を確保（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターにおいて確保）するとともに、出動及び搬送においては、必ず医師を、必要に応じて看護師を同乗させるものとする。
- (5) 出動及び搬送については、原則として消防官署又は医療機関からの要請に対して医師、操縦士等の判断のもと行うものとする。
- (6) 出動範囲は、原則として県内全域を対象とするものとし、必要に応じて、隣県に及ぶ広域についても対象とするものとする。
- (7) 飛行中のドクターヘリと救命救急センター又は救急隊等との通信手段の確保に努めなければならないものとする。
- (8) ドクターヘリの運航を委託する運航会社の選定指針及び無線による通信手段を確保する場合の無線の運用指針については、別に定める。
- (9) 特に、日没後又は日出前における飛行（以下「夜間飛行」という。）を行う場合においては、安全性を十分確保するものとする。

### 4. 整備基準（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターについても同様の基準とする。）

- (1) 救命救急センターの医師が直ちに搭乗することができる場所にヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線及び患者移送の方法が確保されていること。
- (2) 救急医療用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
- (3) 救命救急センターを設置する地域が、当該事業目的に従い十分に効果を發揮する地域であること。
- (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
- (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
- (6) 救命救急センターの運営に支障を来さないこと。
- (7) 夜間飛行を行う場合においては、ドクターヘリが離着陸を行うヘリポートに照明器具を設置すること。

（注）「ドクターヘリ」とは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現

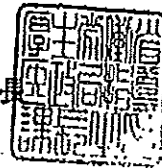
場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

別紙2

指 第 4 4 号  
平成13年9月6日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長



ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について

救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知の別添)第1.1の3の(8)に規定するドクターヘリの運航を委託する運航会社の選定指針について、別添のとおり定めたので通知する。

別 添

## ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針

ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定に当たり、ドクターヘリによる救急患者搬送の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。

1 航空運送事業免許を有すること。

2 ドクターヘリの運航業務の責任者として、救急患者の搬送に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。特に、ヘリコプターによる人員搬送飛行の実績を有するとともに、救急患者搬送飛行、救難救助飛行、山岳飛行及び洋上飛行などの特殊飛行実績を有することが望ましい。

3 ドクターヘリの運航業務の従事者として、救急患者の搬送に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。また、ドクターヘリの運航業務に必要な知識及び技能を有する操縦士、整備士及び運航管理要員を有すること。

4 次に掲げる要件を満たす救急医療専用ヘリコプターを、年間を通して間断なく運行することが可能な台数保有すること。ただし、受託する運航会社が複数の場合における救急医療専用ヘリコプターの保有機数については、各航空会社の保有機数の合計により運行が可能であれば差し支えないものとする。

(1) ストレッチャーを確実に固定できること。

(2) 病院等と連絡を行うための無線設備を備えていること。

(3) 医療上の救急救命処置を行うための十分な広さを有すること。

(4) 離着陸時の衝撃に対する十分な緩衝装置を有すること。

(5) 換気及び冷暖房の装置を備えていること。

(6) 救急救命処置を行うために必要な医療機器を装備していること又は装備が可能であること（聴診器、血圧計、酸素吸入器、吸引器等）。

(7) その他、医療上の処置を行うために必要な資器材を備えていること（毛布、膿盆、汚物入れ等）。

5 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1) 同乗医師との連携

(2) 搭載する無線設備の運用

(3) 救急医療専用ヘリコプター及び積載する資器材の滅菌又は消毒及び保守管理

6 次に掲げる事項を記載した業務案内を常備していること。

(1) 救急医療専用ヘリコプターの構造及び積載する資器材

(2) 業務の管理体制

7 患者搬送の安全対策に関する組織又は担当部署を有し、従事者に対し適切な安全教育又は研修を実施していること。

8 経営状況が健全であること。



運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン

2003年5月22日  
(社)全日本航空事業連合会  
ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会

本ガイドラインは、ドクターヘリ運航会社がドクターヘリを適正かつ安全に運用するとともに、その事業を安定的に遂行するための「運航会社および運航従事者の経験資格等」の指標をまとめたものである。運航会社には、ドクターヘリ事業の社会的な役割を認識し、本ガイドラインに沿って同事業の健全な発展に努めることが期待される。

なお、厚生労働省救急医療対策事業実施要綱(平成13年9月6日一部改正医政発第802号)の第11ドクターヘリ導入促進事業の3の(8)により定められた「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について(平成13年9月6日指第44号)」に運航会社がドクターヘリ業務を適正に行う能力の基準が示されており、運航会社として遵守すべきものである。また、平成12年度厚生科学研究・医療技術評価総合研究「災害時における医療搬送のシステム作りに関する研究(ドクターヘリ)」で検討された「ドクターヘリ運航会社の資格」は上記の基準を補完するものであり、運航会社としてこれを尊重すべきものである。

(1) 運航会社

有効な航空運送事業免許を有し、経営基盤の安定および社会的信用の観点からヘリコプターによる航空運送事業に5年以上の実績を持つ運航会社であって、医療搬送業務への参画と航空法第81条第2項「捜索及び救難のための特例」の適用に対応し得る組織と体制を有していること。

(2) 機材

- ① 医療面では、高度な医療機器や救急医療品が搭載され、かつ、ヘリコプターの計器等がこれらからの干渉や影響を受けないよう改修されていること。また重症患者2名の搬送と飛行中の機内において医療行為が可能であること。さらに運航面では、安全運航の確保に有効な計器航法装置やGPS機器を装備していること。
- ② 性能特性
  - \* 救急現場で安全な双発タービンヘリコプターであること。
  - \* エアコンを備え、十分なキャビンスペースがあり、救急処置が容易なこと。
  - \* 狭隘地や不整地での離着陸ができること。
  - \* 患者の搬入・搬出が容易且つ迅速に行えること。
  - \* 迅速な離発着が可能なこと。

(3) 必要機数

患者搬送可能なドクターヘリ仕様装備の双発タービンヘリコプターを、1運航地点について運航開始時点で本機1機を所有していること。さらに年間間断なく運航に供するためには、本機の定期点検や不具合時への対応としてドクターヘリ仕様の代替機1機が必要であり、さらに、代替機不具合時の予備機が運航可能な体制が確保されており、必要時にすみやかに機材交代ができること。

#### (4) 運航従事者

ドクターヘリ事業を行う運航会社において、運航に従事する者は、有効な免許、資格を有するのみならず、救急医療搬送における搬送経験があつて、特殊飛行(救急患者搬送、低空、山岳、洋上、救難救助)事業の経験実績が豊富であること。また、365日、1日8時間運航業務を適切にかつ短期的にも長期的にも安定的に遂行するのみでなく、医療機関との日常的な連携の維持、視察研修・講習等への取り組みを確保していくために十分な運航要員と体制を確保する必要がある。運航従事者にはドクターヘリ従事者講習会(日本航空医療学会など)の修了証を所持している者が必要数に在籍していること。

- ①操縦士 : 2,000 時間以上のヘリコプター操縦飛行時間及び50時間以上の当該機種  
種の操縦飛行時間の経験並びに機長としての資格を有し、特殊飛行(救急患者搬送、低空、山岳、洋上、救難救助)経験を有する者が5名以上在籍していること。
- ②整備士 : 5年以上の実務経験とその内3年以上の当該機種又は、同等以上の機種  
について整備実務経験を有する者が5名以上在籍していること。
- ③運航管理担当者 : 消防機関、操縦士、医療関係者などとの通信にも当たる運航管  
理担当者として2年以上の実務経験を有する者が3名以上在籍  
していること。

#### (5) 安全・運航管理体制

ドクターヘリ運航の安全対策に関し、次の事項について社内在組織化され機能できる体制が確立されているとともに、緊急時の対応も確立されていること。

- ①運航管理 : 待機業務における人員と機材の適正な配置
- ②通信・監視 : 自社専用無線通信による飛行計画の伝達と飛行状況の常時監視
- ③天候調査 : 確度の高い運航予測と飛行可否の判断
- ④場外離着陸場 : 場外離着陸場の事前選定とその安全確認

#### (6) 航空保険および搭乗者の保険付保

事故発生時に備え、適正な範囲での航空保険および搭乗者保険が付保されていること。

(参考値)

- ①機体保険 ..... 後継機購入必要相当額
- ②第三者・乗客包括賠償責任保険 ... 50億円程度
- ③EMS総合保険 ..... 搬送患者: 限度額6億円/1件程度  
第3者被害見舞金: 50万円/1件程度

以 上